別表第二十九（第八十八条の六関係）（平21防省令13・追加）

年　　月　　日

（許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法施行規則による規制行為実施通知書

道路法（昭和27年法律第180号）第91条第１項の規定により道路予定区域において許可を要するものとされている行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の６第４項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

１　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

２　行為に着手する時期

３　行為をする場所

４　行為の内容

備考：１　「行為をする場所」の項には、法令に基づき許可を要する行為をする場所について具体的に記載する。（例：「　　町　　丁目　　番地　　号道路予定区域」等）

２　「行為の内容」の項には、法令に基づき許可を要する行為（土地の形質変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置）を記載する。